

○広島県警察の表彰等の取扱いに関する訓令

平成6年4月1日

本部訓令第13号

〔注〕平成21年2月から改正経過を注記した。

改正 平成6年9月本部訓令第28号

平成11年10月本部訓令第20号

平成14年4月本部訓令第21号

平成15年2月本部訓令第5号

平成21年2月本部訓令第3号

平成23年3月本部訓令第2号

平成29年12月本部訓令第19号

令和4年3月本部訓令第15号

警察本部

警察学校

各警察署

広島県警察の表彰等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

広島県警察の表彰等の取扱いに関する訓令

広島県警察の表彰等の取扱いに関する訓令（昭和44年広島県警察本部訓令第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 表彰（第2条・第3条）

第3章 賞揚（第4条—第7条）

第4章 副賞（第8条）

第5章 上申（第9条・第10条）

第6章 雑則（第11条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、広島県警察における表彰等の取扱いに関し必要な事項を定

めるものとする。

第2章 表彰

(本部長表彰)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰（以下「表彰」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

(表彰の対象者等)

第3条 警察功績章は、警察職員（以下「職員」という。）として30年以上勤務し、特に顕著な功労があると認められる者に対して、退職時に授与する。

2 賞詞は、次に掲げる事項について多大の功労があると認められる職員に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕
- (2) 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
- (3) 風水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (4) 警衛、警護又は治安警備
- (5) 警察上重要な開発、改善又は研究
- (6) 警察の威信を高揚し、又は社会の称賛を受けた行為
- (7) 優秀な勤務成績又は教養成績
- (8) 永年にわたる職務の精励
- (9) その他表彰することを適当と認める事案

3 賞状は、重要犯罪の検挙その他警察責務の遂行に当たり、組織をあげて顕著な業績があると認められる警察本部（以下「本部」という。）の課、室、隊、所若しくは警察学校、警察署又は捜査本部等（以下「部署」と総称する。）に対して授与する。

4 賞誉は、第2項各号に掲げる事項について功労があると認められる職員又はその業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。

5 感謝状は、次に掲げる事項について功労があると認められる広島県警察以外の者又は団体に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕

- (2) 人命の救助
- (3) 風水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (4) 警察又は職員に対する協力
- (5) その他表彰することを適当と認める事案

第3章 賞揚

(本部長名の賞)

第4条 本部長は、広島県警察が主催する術科大会、競技大会等の成績優秀者若しくは成績優秀部署その他の功労のある職員又は部署を賞揚するため、本部長名の賞を授与することができる。

(追加〔平成23年本部訓令2号〕)

(部長賞)

第5条 部長は、その主管事務に係る功労又は業績が表彰の程度に至らないと認められる職員又は部署を賞揚するため、部長賞を授与することができる。

(一部改正〔平成23年本部訓令2号〕)

(所属長賞)

第6条 本部の課、室、隊、所及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、その主管事務又はその所属において処理した事案について功労又は業績があると認められる当該所属又は当該所属以外の所属の職員又は部署を賞揚するため、所属長賞を授与することができる。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号〕)

(部長等の感謝状)

第7条 部長及び所属長は、その功労が第3条第5項の感謝状の程度に至らないと認められる広島県警察以外の者又は団体を賞揚するため、感謝状を授与することができる。

(一部改正〔平成23年本部訓令2号〕)

第4章 副賞

(副賞)

第8条 第2条第5号及び前条の感謝状には、賞金その他の副賞を添えて、これを授与することができる。

(一部改正〔平成23年本部訓令2号・29年19号〕)

第5章 上申

(全部改正〔平成23年本部訓令2号〕)

(表彰の上申)

第9条 所属長は、表彰を受けるに足りる功労又は業績があると認められる職員、部署又は広島県警察以外の者若しくは団体があるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面により、警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）を經由して本部長に表彰の上申を行うものとする。

- (1) 表彰を受ける職員、部署又は警察部外の者若しくは団体
- (2) 表彰の種別
- (3) 功労又は業績の内容
- (4) その他参考事項

(一部改正〔平成23年本部訓令2号〕)

(賞揚の上申)

第10条 前条の規定は、賞揚について準用する。

(一部改正〔平成23年本部訓令2号〕)

第6章 雑則

(死亡又は退職時における表彰等)

第11条 表彰又は賞揚を受けるべき者が表彰又は賞揚前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰することができる。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号〕)

(表彰等の制限)

第12条 表彰又は賞揚を受けるべき者が、表彰又は賞揚の前に刑事事件に関して起訴され、又は懲戒処分に付されるなど当該者について表彰し、又は賞揚することが不相当と認められる事情が生じたときは、これを行わないものとする。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号・令和4年15号〕)

(表彰の取消し)

第12条の2 表彰後、当該表彰の事由に関して不相当である事由が認められたときは、当該表彰を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により表彰を取り消された職員又は部署は、表彰状、記章その他の受賞に係る物品等を返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により広島県警察以外の者又は団体に対する表彰を取り消したときは、当該者又は団体に対し、表彰状、副賞その他の受賞に係る物品等の返還を求めなければならない。

(追加〔令和4年本部訓令15号〕)

(部外者による授賞)

第13条 所属長は、職務に関する事案により、職員又は部署に対し広島県警察以外の者又は団体から何らかの賞が授与されたときは、受賞種別、受賞年月日、授与者、受賞者の官職及び氏名並びに功労の概要等を監察官室長を経由して速やかに本部長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号〕)

(台帳の整理)

第14条 監察官室長は、台帳を備え、規則第2条に規定する表彰(以下「警察表彰」という。)及び前条に規定する賞の授与が行われたとき並びに第12条の2第1項の規定により表彰が取り消されたときは、これに所要事項を記載し、整理しておかなければならない。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号・令和4年15号〕)

(警務課長への通報)

第15条 監察官室長は、職員に対する警察表彰が行われたとき又は取り消されたときは、表彰種別、表彰年月日、表彰者、被表彰者の所属、官職及び氏名並びに功労の概要を警務課長へ通報するものとする。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号・令和4年15号〕)

(事故等の報告)

第16条 所属長は、警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された者が退職後禁こ以上の刑に処せられたことを認知したときは、監察官室長を経由して速やかに本部長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号〕)

(表彰状等の書式等)

第17条 警察功績章の書状及び表彰状の書式等は、別記様式のとおりとする。

2 賞揚状の書式等は、表彰状に準じるものとする。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号〕)

(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか、表彰及び賞揚の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成21年本部訓令3号・23年2号〕)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月27日本部訓令第28号）

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成11年10月14日本部訓令第20号）

この訓令は、平成11年10月14日から施行する。

附 則（平成14年4月1日本部訓令第21号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月4日本部訓令第5号）

この訓令は、平成15年2月4日から施行する。

附 則（平成21年2月4日本部訓令第3号）

この訓令は、平成21年2月4日から施行する。

附 則（平成23年3月8日本部訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日本部訓令第19号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日本部訓令第15号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第17条関係)

1 警察功績章

	第 号		所 属 階級(職) 氏名
年月日		君は多年にわたり警察職員として 日夜献身的努力をもって職務に勉 励し・・・・・・・・・・・・・・・・ の分野において多くの業績をあげ 治安維持に尽くした その功労は特に顕著である ここに警察功績章を授与する	
広島県警察本部長 階級 氏名 印			

2 賞詞

	第 号		賞 詞 所 属 階級(職) 氏名
年月日		君は・・・・・・・・・・・・・・・・ ・(功労内容)・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ その功労は真に多大である ここにこれを表彰する	
広島県警察本部長 階級 氏名 印			

3 賞状

	第 号		賞 状 部 署 名
年月日		右は・・・・・・・・・・・・・・・・ ・(功労内容)・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ その業績は顕著である ここにこれを表彰する	
広島県警察本部長 階級 氏名 印			

別記様式（第17条関係）

（全部改正〔平成21年本部訓令 3 号〕、一部改正〔平成23年本部訓令 2 号・29年19号・令和 4 年15号〕）